

平成 2 5 年 1 1 月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

総務常任委員会

連合審査会

会 議 記 録

平成25年11月城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会・総務常任委員会

連 合 審 査 会

開催日時 平成25年11月18日（月）午後2時

開催場所 城南衛生管理組合クリーン21長谷山研修室

出席委員（18人）

（廃棄物処理常任委員会委員）

（総務常任委員会委員）

連合審査会

委員長 中坊 陽

連合審査会

副委員長 土居 一豊

委員 田辺 勇氣

委員 山本 邦夫

委員 内田 文夫

委員 堤 健三

委員 八島フジエ

委員 荻原 豊久

委員 長野恵津子

副委員長 鷹野 雅生

委員 橋本 宗之

委員 西島 寛道

委員 乾 秀子

委員 阪部 晃啓

委員 坂下 弘親

委員 真田 敦史

委員 関谷 智子

委員 山崎 恭一

欠席委員（4人）

委員 浅見 健二

委員 矢野友次郎

委員長 谷口 重和

委員 中井 孝紀

説明のため出席した者

専任副管理者 竹内 啓雄

事業部長 寺島 修治

施設部長 浅田 清晴

事業部理事 清水 孝一

新折居清掃工場

建設推進課長 福西 博

奥山リユース

センター所長 辻 巧

グリーンヒル

三郷山所長 長村 優

クリーンピア沢

所 長 森内 富雄

施設部理事	福井 均	グリーンヒル	
		三郷山主幹	親見 善人
財政課長	杉崎 雅俊	施設課主幹	池本 篤史
施設課長	川島 修啓	施設課主幹	馬渕 武志

職務のため出席した者

議会事務局長 太田 博

1) 議 題

奥山埋立処分地の排水処理に関する事案について

午後1時55分開議

○中坊 陽委員長 ご苦労さまです。本日は、奥山埋立処分地の排水処理に関する事案についての第2回連合審査会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

谷口委員、浅見委員、矢野委員、中井委員より欠席の届け出がございますので報告いたします。土居副委員長は少し遅れての出席と連絡を受けています。現在の出席委員は、17名です。定足数に達していますので、ただ今より会議を開きます。

本審査会に、傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長においてこれを許可します。

それでは審査に先立ちまして、理事者より挨拶の申し出がございますので、お受けしたいと思います。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 本日、奥山埋立処分地の排水処理に関する事案についての廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会、総務常任委員会両常任委員会第2回連合審査会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集賜りまして厚くお礼を申し上げます。

まず、ご報告に先立ちまして、先般13日に各議員にお知らせいたし、また報道発表もいたしました事案でございますが、折居清掃工場において、11日の夜間に整備点検業者が設備機器の点検を実施した後、機器冷却水のドレンバルブを閉め忘れたことにより、冷却水が漏出し、工場外へ流出するという事案が生じました。

このことは、整備点検業者の確認ミスとはいえ、不祥事案が続き、緊張感をもって業務に当たっている中でたび重ねてご心配をおかけすることとなり、まことに申しわけなく、おわび申し上げる次第でございます。

漏出しました冷却水の水質につきましては、環境上、2年前の検査記録からも心配のないものと考えておりますが、現在、専門機関で分析中でありまして、改めて結果が

出次第、ご報告を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、奥山埋立処分地の排水処理に関する事案でございますが、京都府山城北保健所から措置・改善命令を受けまして、来年9月10日の履行期限までに、処理施設を現行の許可及び届け出どおりに稼働させる復旧事業が組織の最重要課題となっております。

復旧計画につきましては、この間、履行期限に向け、既設設備の総点検を行い、既設設備そのものの復旧に必要な整備項目と機能強化等追加が必要となる設備の洗い出しを行うとともに、今後相当な復旧経費のご負担もお願いすることとなりますことから、当初ご説明を申し上げてきました3つの復旧計画の精査点検、再構築を行ってまいりました。

本日は、復旧事業計画の概要につきまして、再構築した計画変更のご説明も含めまして、配付いたしております委員会資料に沿ってご報告を行い、また、処理施設の現状確認もしていただきたいと存じますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中坊 陽委員長 お諮りいたします。

本日の連合審査会におきましては、当局から事案の説明報告を受けた後、会議規則第70条第1項及び第71条に基づき現地調査を行いたく委員派遣承認要求書を事前に議長提出し、承認をいただいているところでございます。

よって、連合審査会として現地調査を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 異議なしと認め、説明の後、現地調査を行うことといたします。

それでは、直ちに、9月12日開催の第1回奥山埋立処分地の排水処理に関する事案についての連合審査会開催以降の状況について報告を受けた後、現地調査を行い、その後、質問を受けることといたします。

説明をお願いします。

浅田施設部長。

○浅田清晴施設部長 ご苦労さまでございます。それでは、私の方から奥山埋立処分地の排水処理に関する事案につきまして、お手元の資料をもとにご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の表の奥山埋立処分地廃止に係る経過及び事業費についての、上段の表の主な経過ですが、この排水処理施設は昭和53年度から稼働いたしております。

その後、平成13年度には、奥山埋立処分地での埋め立てを終了し、翌年の平成14年度には、埋立処分地の終了届を提出いたしております。

また、16年度には、浸出水すべてをクリーン21長谷山で処理可能との判断から、排水処理施設廃止の変更届けを行ったものの、雨量等の関係から浸出水量がその予定量40m³を上回る見込みとなったため、平成17年度には排水処理施設稼働継続の変更届

けを行っております。

ここまでの前回の委員会において説明させていただいた内容でございます。

続きまして、下段の表の奥山埋立処分地の廃止に係る調査・工事实施でございますが、埋め立て終了以降、埋立処分地廃止に向けて必要な工事を行ってまいりました。

平成13年度には廃止に係る調査・計画策定業務の実施を行い、その後、雨水対策・浸出水排水設備工事・ガス抜き対策工事等の事業を行いました。

その間、平成13年度から19年度までの事業費として、設計業務では4,049万9,000円、工事費では8,956万円の合計1億3,005万9,000円を支出いたしております。

続きまして、2ページ目の奥山埋立処分地の平面図についてでございますが、埋め立て開始はこの平面図の中央から左下部のB地区から始まり、昭和48年度から昭和59年度まで埋め立てを行いました。次に、その上部のA地区の埋め立てを昭和56年度から平成9年度まで行いました。そして、右上部のC地区の埋め立てを平成元年度から平成13年度まで行ってまいりました。埋立面積は合計5万6,200㎡、廃棄物の埋立量は76万1,492㎡となっております。

また、左下に排水処理施設がありまして、A、B、C地区の全浸出水がここに集水され、処理することになります。

続きまして、次に3ページ目の奥山排水処理施設全体配置図でございますが、これは処理水（赤の矢印）と汚泥（緑の矢印）の流れを記入いたしております。

奥山埋立処分地からの浸出水は、配置図真ん中下の浸出水受入槽に集まりまして、赤の矢印の流れで第1攪拌槽、第2攪拌槽、第1曝気槽、第2曝気槽へと流れます。

この工程では、微生物を使って生物処理を行っておりまして、BOD、窒素化合物の低減を図っております。

これより先、配置図真ん中の上にあります施設が受入槽、凝集沈殿槽、反応槽でありまして、ここでは凝集剤等の薬品を使って汚泥を凝集しフロック化することにより、リン、それからCOD、浮遊物質のSSの除去を行っております。

次の施設が処理水槽でありまして、沈殿槽から出た上澄水に塩素滅菌剤を接触させて滅菌を行い、放流水槽へ流し、放流することになっております。

次に4ページの奥山埋立処分地排水処理施設復旧事業経費資料でございますが、①は、緊急避難措置として浸出水の外部処理を行うというものでありまして、例えば平成25年9月から年度末までとした場合は、合計7,409万4,000円で、月当たりになりますと1,058万5,000円、また、平成26年8月までとした場合、1億4,174万5,000円で、月当たりになりますと1,181万3,000円も必要となります。この外部処理は、あくまでも緊急避難措置でありまして、保健所の改善命令等の措置とはなりません。

一方、保健所の改善命令によります届け出のと通りの処理形態にすることの履行期限が平成26年9月10日とされておりまして、当初は、その履行を可能にするために仮設排水処理施設を併用使用しながら、既設の排水処理施設の復旧を目指すとしておりましたが、経費の面及び稼働時期等比較検討を行いました。例示しておりますとおり、6カ月リースの場合1億5,750万円、月当たりにして2,625万円、24カ月リー

スの場合4億1,580万円、月当たりにして1,732万5,000円も所要し、外部処理を大きく上回ることから、また、既設排水処理施設の復旧が仮設置時期と同時期で可能とのめどが立ったことと、費用も1億7,778万9,000円で可能との見込みから、さらには2重投資を避けるため、既設排水処理施設の復旧に全力を挙げて取り組むことといたしたものでございます。

次に5ページをお願いします。5ページの奥山排水処理施設復旧工程表でございますが、表の上段は、組合内部で行う作業工程でありまして、下段は業者発注の作業工程でございます。

組合の作業につきましては、不要物撤去及び場内整備、凝集沈殿槽の整備など一部先行して実施しておりますが、今後はポンプ等設置に取りかかる予定といたしております。

また、業者発注作業につきましては、各設備機器の更新工事・修繕を年度内にやり切れるよう鋭意準備を進めております。

なお、排水基準に万全を期するため、活性炭吸着塔、砂ろ過塔などの高度処理設備設置工事、及び、既存設備の復旧にあわせて、多量降雨の雨量変動に対応するための調整槽の新規設置工事を工期上、平成25年度から26年度までの2カ年で計画いたしております。

また、調整槽の設置工事では、今年度に地質調査を行いました上で、地盤の状態や地耐力に応じた適切な基礎設計を行う必要があります。

なお、この地質調査の結果により、調整槽の設置工事くい打ち等の経費が別途必要となることも想定されますが、その結果等につきましては、改めましてご報告させていただきたいと考えております。

なお、既設施設の復旧事業に係ります技術指導等を必要に応じて外部機関にお願いすることとし、既設施設の復旧を確認することといたしておるところでございます。

次に6ページをご覧ください。6ページの奥山埋立地浸出水、グリーンヒル三郷山排水処理施設への搬送量及びクリーン21長谷山への送水量年度別一覧でございますが、グリーンヒル三郷山排水処理施設への搬送量の総合計は5万9,507㎥でございまして、通年となっていない18年度と25年度を除きまして、平成19年度から平成24年度の年平均として8,978㎥、月平均として748㎥でございました。

続きまして、クリーン21長谷山への送水量ですが、合計は9万3,875.4㎥でございまして、年平均として同じく1万3,934㎥、月平均として1,161㎥でございました。

2カ所の排水処理施設での処理は、合わせて15万3,382.4㎥でございます。

次に最後のページ、7ページのグリーンヒル三郷山排水処理施設放流水質年度別一覧でございますが、平成18年度から平成25年度8月までの水質分析結果は、毎月1回実施しております生活環境項目（PH・BODなど5項目）について、三郷山排出の基準値及びクリーン21長谷山の排出基準値を十分クリアしておりまして、奥山埋立処分地浸出水を処理しましたが、影響はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしております資料の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○中坊 陽委員長 以上で説明が終わりました。

これより現地調査を行いますので、1階玄関にお集まりください。

(現地調査)

○中坊 陽委員長 再開いたします。よろしいですか。

現地調査、ご苦労さまでした。

それでは、質問をお受けいたします。質問はございませんか。

田辺委員。

○田辺勇氣委員 視察をさせていただいて、今までなかなか湧かなかったイメージというのがやっと湧いてきたんですけれども、直接視察とは関係のないところで、第1回的时候にも質問をさせていただいていますので、その続きというような形になるかもしれませんが、前回の委員会では、当時その判断をされたのはどなたかという質問をさせていただいて、当時の専任副管理者を中心とする管理職の皆さんだというご答弁がありました。

この件だけじゃなくて、折居のこともあったりして、前の専任副管理者は相当、僕も前回の委員会では同僚議員さんもおっしゃっていましたが、各種の委員会において行き過ぎた行革という面は大丈夫かということで質問もさせていただく中で、やっぱり、市民、管内の住民の皆さんの税金でこの施設はあるわけですから、住民の皆さんの信頼を得るためにも行革を進めてやっていかなければならないというふうにお答えをされていましたが、今になって、折居の件も、今日の新聞の中を見ましても竹内専任の話が載っていましたが、直接行革と今回の事案は関係ないということが載っていましたが、やはり、折居の連合審査会の中でも、経験のない職員さんが現場に配置をされたりとかいうことがあって、今後の課題であるということも言われている中で、前の専任副管理者との議論というのは一体何だったのかなと。かえって、今こういう事態になって、管内の住民の皆さんの信頼を損ねるような結果につながっていますし、また、その間にそういった答弁をずっと続けている中で、今回のこの奥山の埋立処分地の排水処理の問題、こういうことをトップとして間違った判断をされたわけで、そういう意味では、私自身は前の専任副管理者のご答弁というのは全く信用できないし、非常に遺憾であります。

そういう意味でいうと、こんなことを二度と起こさないためにも、いろいろと取り組んでおられると思うんですけれども、この奥山の埋め立ての排水処理に関して判断した状況を再確認する上でも、前の専任副管理者に対して衛管として何か連絡、当時の状況の聞き取り等は行われたのか、その1点だけをお伺いしたいと思います。

○中坊 陽委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 ご質問は、私の前任者に確認をしたのかというその点だけというご質問でございましたので、その点だけをお答えさせていただきますが、前回にも

申し上げましたとおり、このような形でこういう判断をいたしましたのは、誰彼の法令違反を承知でそういった決定を行ったということではなしに、当時、どういう形で奥山の排水を処理するかということで、あくまでも組合の独自の判断ではございましたけれども、省令の解釈に基づいてできるという判断で組織的に決定をしてやったものでございます。それは、前の連合審査会でも申し上げましたように、専任副管理者の決裁でもってそういう方針決定をしております。それで、私も前回の委員会でもご報告したかと思いますが、前専任副管理者に私が自ら確認をいたしまして、そういうことで決定をしたと、その旨は確認をいたしております。三郷山へのバキューム搬送は、あくまでも試行ということで専任副管理者の決裁のもとに組織的に決定を行ったと、こういうことでございました。

ただ、組織としては継続いたしておりますので、その後、試行であれ、あるいは省令に基づきできるとはいうものの、今日までその状態を継続し、事実上現施設が稼働できない状況にまでなった責任は、これは組織として継続しているものと思っておりますし、私を含めましての責任というふうに思っております。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 田辺委員。

○田辺勇氣委員 今お答えいただいたのは、この奥山の埋め立ての分だけのことだと思うんですけども、やっぱり、僕は全てつながっているというふうに思っていますし、きっちりとその辺の解釈の問題もそうですけれども、当時のトップとしてその解釈に決裁をされたわけですから、僕は相当な責任はあるかなというふうには思っています。今、衛管の方から処分等はできないと思いますけれども、私自身の気持ちとしてはぜひご本人さんと質疑をもう一度させていただきたいなという気持ちもありますので、今後そういった形で参考人として来ていただいて、質疑ができるかどうか、それが必要かどうかもう一度自分自身考えながら、いろいろな判断をさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○中坊 陽委員長 ほかに。山崎委員。

○山崎恭一委員 現在、臨時で処理はするということになるんですかね。民間業者に処理委託をしている分ですが、実際は、例えばこれはバキュームカーで運んでいってというような形なんでしょうか。どういう形で処理を受け持って、どこで処理をしているんでしょう。そのやり方と、届け出と違うことをやった、バキュームカーでもって三郷山で処理をしたというのと基本的に同じことをしているんですか、全然違うことをしているんでしょうか。

○中坊 陽委員長 浅田施設部長。

○浅田清晴施設部長 一般廃棄物の埋立処分地から出てくるものは、やっぱり、一般廃棄物でございます。外部処理しているというのは、これは産廃扱いとして処理しているということでございまして、その点は、三郷山に搬送して処理しているのとはまた意味が違うというふうに考えてございます。

○中坊 陽委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 意味が違うのはわからないでもないんですが、やっていることは同じことをやっているんですかね。タンク車か、要するに水を運んでいるわけですから、バキュームカーなりタンク車なりに入れて、運んで、行った先で処理施設を持っているならそこで処理をしているということで、性格上は違っていますが、物理的にやっていることはほとんど同じようなことをしていると言っていいのかと思うんですが、それは1つ確認をしたいのと。

もう1つは、届け出をしないやり方をしていたのはそうなんですが、もしそれが、それなりに合理的だと思って判断をして、それをとったと、手続は間違っていたと、こういう説明をされているんだというふうに思うんですが、だったら計画そのものを、三郷山へ持って行って処理するという計画の方を変えるということは許されないんでしょうか。そこは、そもそもやっている方式自体が違法、不適切だから戻せないのか、単に計画と違うことをやったから、計画どおりにせよと言われているのか、その辺の違いがもう一つじっくりわからないので、確認をしたいんですが。

○中坊 陽委員長 浅田施設部長。

○浅田清晴施設部長 保健所の指導といたしましては、今現在、届け出している内容が今見ていただきました排水処理施設で処理するという届け出になってございます。それを変更していないということで、まずはその時点に戻しなさいという改善命令が出てございますので、そういった形で今現在復旧等に取り組んでいるところでございます。

それで、三郷山に運んでどうのこうのということなんですけども、それも届け出をすれば可能だというふうに聞いております。しかしながら、やはり、バキュームで運ぶこと自体が、それはもう一つまかりならんというようなことも、産廃の件とは別ですけども、言われていますので、例えば方法としてはパイプラインを設けて運ぶとか、そういうような方法で届け出をするなら、それは検討の余地があるというふうな答えをいただいているということでございます。

○中坊 陽委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 今、施設部長が申し上げまして、若干補足をさせていただきます。

三郷山の埋立地の処分施設につきましては、そもそも三郷山の埋立地における浸出水の処理をするという形で設計をしておりますので、処理能力につきましてもそちらの数字をもとに設計をされております。したがって、こちらの奥山の水を持っていくと

ということになりますと、その目的外ということにもなります。補助金の関係もございしますので、今、施設部長が申し上げましたけれども、直ちに例えばパイプラインで持っていけば処理できるというものではございませんので、ちょっと補足をさせていただきたいと存じます。

○中坊 陽委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 そうしますと、今までの説明でいきますと、届け出上可能だと思ってやってしまったんだと。いろいろ相談している間に、いやそれは届けと違うやないかということになって、事が発覚したと、こういうご説明だったと思うんですが、そもそもやってはいかんことをしていたと、届け出と合おうが合うまいがね。補助金との関係でいっても、処理してはいけない施設で処理をしていたと。届け出を忘れたとか、届け出上、可能だと思ったとかいうようなレベルではないような判断をしたということになりませんか。

○中坊 陽委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 重ねて明確な答弁ができなくて申しわけないんですけど、少し整理して申し上げますと、省令基準に基づいて組合独自の解釈として三郷山へ移送して処理できると、こういう判断をいたしました。その省令基準の中身というのは、ある埋立地の排水処理をその排水処理施設で処理するのが原則でございますが、その省令基準は、その埋立地の排水処理施設で処理をしなくても、別の排水処理施設で同等の処理ができる場合は、当該埋立地の排水処理施設の基準はこの限りではないというような規定がございます。つまり、それを別の施設でもできるんだというふうにして、届け出をしなくても別の施設でできるんだという独自の誤った解釈をして、三郷山へ移送してやったものでございます。ところが、本来それはきちっと届け出をして、例えば奥山埋立地の排水処理施設が場合によっては最初からつくらない、あるいは、途中で処理することができなくなったから、奥山埋立地の排水処理は違う施設で処理をさせてほしいという届け出なり変更の許可をして、そういう届け出をしたときに、別の施設でも同等の処理ができますねという確認をするのが省令基準でございまして、そういう確認ができれば、別のところで処理してもいいですよと、こういう手続体系になってございます。

ですから、そもそも届け出をしなければならないということを怠っておったということが根本的な理由でございます。

なぜ届け出を行うことを怠っていたのか、それは前回から申し上げているとおり、本来届けなければならないのに届けなくてもいいとか、違法を承知してやったということではございません。届け出事項の中には、排水処理施設の構造を変更したり、何かの構造を改修したり、あるいは処理の仕方を変えたり、その処理施設自体の構造をいらったり、何か処理方法を変えたりするときには届け出が必要であると、こういうふうになっておりますけれども、我々はそれを、今の奥山の排水処理施設の構造も変更しないし、

処理方法を何も変えてないんだから、これは届け出をする必要がないという誤った判断をいたしました。それで省令基準に基づいて別のところでも同等の処理ができるから、こちらでもできるんじゃないかということでやったわけでございます。

けども、法律は、構造を変えなくても、届け出た処理方式、つまり、奥山埋立地の水は奥山排水処理施設で処理をすると、このこと自体を変更しているんだから、当然、最初に届け出た処理の方法と違っているんだから、それは届け出が必要ですと、あるいは、瀬戸内海法でいけば、許可の変更が必要ですと、こういうふうになったわけでございます。

○中坊 陽委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 同様の説明を何回か聞いたことは聞いているんですが、なかなか、ちょっと腑に落ちないところがあって、重ねてお尋ねをいたしました。

今の専任副管理者のご説明でいうと、この間一貫していますけども、実務的な事務方の法令に対する不理解、不正確な理解が事を起こしたと、こういうご説明かと思います。そういう点では、私も一夜漬けみたいなものですが、廃掃法だとか瀬戸内海法だとかを見ていると、無数の届け出の塊のような法律ですね。ですから、この当組合の事務方としては、そうした関連法規に精通するというのは基本的なスキルといいますか、問題ですので、その解釈を誤ったというのは、正直言いますと、そのままのみにしていいのかなという思いがまだここには残っておりますが、ご説明はそうだとすることで、今日のところはそこまでにしたいと思います。

事務的な問題と、もう1つ気になっているのは、今度新しくつくります。そうすると、その管理は、プラントメーカーなりその関連会社が、主にその技術者が管理をするのでしょうか。それとも、組合の職員が新しい汚水処理施設の管理、メンテナンス、メーカーサイドとこちらの組合の技術者の分担といいますか、どういう分担になりますでしょうか。

○中坊 陽委員長 浅田施設部長。

○浅田清晴施設部長 復旧完了後の維持管理というふうに理解してよろしいでしょうか。そういった面でいきますと、専門業者に点検等を委託する場合も、三郷山でしたらございます。日常の維持管理は職員の方でやっておるところでございます。

○中坊 陽委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 実務的な問題で不理解なり力量不足が露呈をされたというのも、それはそれで非常に問題だというふうに思うんですが、この間の人数削減のことで大変憂慮されているのは、組合の技術力量が低下をしている、現場の技術職の不足というようなことがいろいろな問題を起こしているのではないかとということが繰り返し多くの議員の方からもご指摘があり、質問がされています。今度新しい施設ができて、それに対して、

組合がプラントメーカーに対しても対等にやり合えるだけの高い技術を持って、分担はともかく、管理について組合が自信を持って責任を持てるのかどうか、そのところが大変心配をしています。いろんなやり方でこれから決めていくことでもありますし、つくっている間、1年、2年かかりますから、人の養成ということも含まれると思いますが、そのあたりで大体どういう心持ちをしているかというようなことをお聞かせ願えたらと思うんですが、特にその上で、11月11日の折居の汚水流出の事故なんかを見ていましても、本来は、組合が技術的な問題でも頼りにすべきプラントメーカーがバルブを閉め忘れたという資料をいただいたときは、あいつら何者かという気がするわけです。今、世間で何が起こっていて、当組合ではどういう事態になっているか、そういう緊張感がプラントメーカーにはかけられないのかと。点検したときにバルブを閉めないかんのを閉めるのを忘れていたという話でしょう。あまりにも、組合側には僕は今、さすがにかなり緊張度の高い仕事をされているのではないかなと思うんですが、それと何も関係ないところでプラントメーカーはのうてんきに仕事をしているんだらうかと、あの報告を見て思うわけですね。今度の施設についての管理について、プラントメーカーに対する信頼という点でも、単に言葉で任せてください、頑張ります、すいませんとプラントメーカーが言ったからというわけでは済まないと思うんですね。それと対等にやりとりができ、きちっと必要なチェック、監視もでき、意見も言える高い技術力を持ってともに点検なり運用なりしていける、そういう体制が大変心配なんです、その点について、今のご計画なりおつもりをお聞かせ願いたいと思います。

○中坊 陽委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 最初に、職員数の削減等にかかわりましてご説明をさせていただきます。

当組合は基本的には当然のことでございますけれども、業務量に見合った人員の適正配置は必要であるということは十分に認識をいたしております。次年度の職員の定数配置なり組織機構体制については、現在、これから検討するという状況でございます。団塊の世代の職員の大量退職の後、確かに技術の継承というのは、当組合におきましても課題という形になっております。今後におきましては、本年度、技術業務職につきましても採用試験を実施いたしており、職員の採用についても念頭に置かせていただいておりますけれども、技術の継承につきましましては、職員を採用したからといって、直ちに委員の方からございましたように養成期間も必要というふうに考えておりますので、今後十分に時間をかけながらも、職員についてはプラントメーカーの職員と技術的にやり合える程度の技術を当然身につけるべきと考えておりますので、積極的に技術の研修等をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、先般の折居清掃工場におけます冷却水の漏出の事案でございますけれども、私どもも直ちにプラントメーカーを呼びまして、当時の状況、現状等の説明については受けました。説明を受けた段階で、当組合の方から厳重な注意をさせていただいておりますけれども、現在、放流水質の水質分析について、外部の専門機関にお願いをいたしておりますので、その結果も見定めながら、きちっとした指導を改めてさせていただき

たいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○中坊 陽委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 実務的な、政治的な判断という問題では、先ほど田辺委員からもご指摘があった過度の行革、経費節減ということが判断を誤らせたのではないかという心配を私も今、完全に吹っ切れてはいません。ご説明は承りましたので、今後もその点も注意をして見ていきたいと思っております。また、技術力の問題では、今、寺島事業部長がおっしゃいました。人も養成して、高い技術力でメーカーとも緊張感を持った関係を打てるだけの技術をつくりたいとおっしゃっていますので、その言葉、実際にどのように実証されていくか今後とも見守っていききたいと思います。

質問を終わります。

○中坊 陽委員長 ほかに質問ありますか。

山本委員。

○山本邦夫委員 まず配っていただいた資料、簡単なことからお聞きしますけれども、5ページのところで、下の方に工程表の中で技術指導（外部）というふうにあって、既決予算、26年当初予算というふうにあります。既決予算はどの時点でどんなふうに議決したか、ちょっと僕も事前に調べるのを忘れていまして申しわけないんですが、どういう予算で組まれていて、具体的に外部の技術指導というのはどういうところからの技術指導を考えておられるのか。

それから、25の既決予算と26の当初予算と分かれていますから、それで、一方で債務負担行為も設定されていないので、25年度と26年度は、ずっと図を見れば継続しているかのように見えますけれども、この辺の技術指導を外部に委託するような形だと思えますけれども、これは予算措置も含めどういうふうになるのかを教えてください。

それから、これも参考にお聞きするんですが、7ページのところのいろんなデータで、BODとかCODとかSSとか、SSはさっきのフィールドの説明で浮遊物質というようなことだったので、その言葉の説明は要らないのであれですが、今後、僕らも用語についてはきちんと日本語でわかるように注をつけていただくなりしてほしいなと思いますけれども、このデータの中で、不等号で示されている数値がありますね。例えばBODでいえば19年度のところは、2.0以下という読み方をすればいいんだと思いますけれども、例えばそのほか、SSのところでも大腸菌群数でも1以下とかいうのがありますが、例えばここの測定値がこれ以下は計測できないというような機械の水準とかによるのであれば、それ以下の数値は出ない、例えばBODであれば2.0より下は読めないんだということであればわかるんですが、その翌年でいえば0.8とか1.7とかいう数値があって、同じようなレベルの数字でも、不等号で示されている数値と正確な特定した数値が書かれているところがあるんですけども、これはどういう事情なのか、まず教えてください。

それから、今回の２段階で仮設と、それから、恒常的な対策をとるということで今まで説明をされていたことが、それはそれで、今回、恒常的な対策で間に合うということで、２重投資も避けられるということで、おおむね、詳細のところについてはまたいろいろ検討しなくちゃいけない部分がありますけども、その考え方についてはそれぞれ構成市町にとっても経費が抑えられるということで理解できるかなというふうに思っていますけども、この工事自体は、入札はどういうふうにされるのか。特別指名、随契とか、それから指名競争とか、一般競争入札とかいろいろあるかと思いますが、現時点でどういう入札の方法を考えておられるのか教えてください。

それから、さっきの質問でもありましたけれども、今、委託をして産廃扱いということで産廃業者の方に処理をお願いしていると。これそのものは、瀬戸内法に届け出違反していますよということで是正命令が出て、その結果、出た水を産廃業者に処理してもらおうということ自体は、別にそれは瀬戸内法とかは許容している処理なのか。例えば極端な話、ここに水処理の施設を全然つくらんと、せっせ、せっせと業者に処理してもらいますということだって、本来的には法律そのものはそういうことを容認しているのかどうか教えていただきたいのと。

委託先、どこまでどういうふうに運んで、どこの業者がどういう処理をしているのか。処理方法については、今、見させてもらったような、今後我々がやろうとしているような処理方法に準じたものの処理をされて、放流されているんだろうと思いますけど、どういう処理をされているのか、委託した後の処理の状況を教えてください。

それから、さっきも見させてもらいましたが、自動で運転できるわけでもなさそうですね、先ほどの建屋の中のいろんな機器類の管理とか運転の制御というようなことで、当然そこら辺の人の配置も必要なのかなと思いましたけれども、ここを予定どおり復旧した場合に、人員としてはどれぐらいの体制が必要になるのかですね。

それから、先ほどからいろんな質問の中で、瀬戸内法に違反していると、無届け、届け出をしていなかったと、そういうこと自体が違法行為であるということは全く認識がなかったと。誰が決定したのかじゃなくて、全体でそういう錯誤があったというふうな答弁だったと思うんですけども、今回のこの経過自体で言えば、あれはいつでしたか、日にちは忘れたんですけども、委員会の場で、連合審査でしたか、委員会やったかな、その場でこんなお手紙が来ていますけど、どうですかというお話をさせていただいて、そのときは問題なしということで過ぎて、それで後日、保健所へ問い合わせをして、それはあきませんよという話になったと、大体そういう流れだったと思うんですね。では、全体としてそういう法律の理解ができていなかったというふうな答弁なんですが、本当にそうだったのか。少なくとも全体が問題なしと思っていたけれども、既に、おそらく僕のところとかいろんな新聞社とかにもお手紙を書かれた方は、それなりの問題意識を持って書かれたんだと思うんですね。正確に法律のどの部分に違反しているかはわからないけれども、少なくとも水域を超えて、山を超えるわけですね。流域を超えて、向こうで流すのは問題あるんじゃないかという問題提起があって、その指摘のとおりというか、その指摘が当たっていたということだったと思うんですね。そのところは、では本当にそれまで気がつかなかったのかということをやっと確認しておきたいんですね。

新たに、うちにもお手紙がまた来まして、奥山の排水問題についてということで、去年の労働組合の職場要求で、組合として奥山の排水の件をただしたときに、管理者の側は、問題なしと回答したということがその中に書かれているんです。僕は、その場にいませんから、確認するすべもないのでここで確認させていただきますけど、この2012年の労働組合との要求交渉、その交渉の日程と、それからそういうやりとりがあったのかどうか、それから、そういう問題なしというふうに回答したのかどうか、その真偽を教えていただきたい。

問題なしとしたのであれば、そのときの根拠は何かですね。そのときの回答が今も正しいと思っているのかどうか。その辺を教えてください。

以上です。

○中坊 陽委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 最後の質問の2つについて、私の方から答えさせていただきます。

基本的には、これまでから第1回のときにも申し上げましたし、先ほども申し上げましたように、今回の誤りは、全体的な錯誤でございます。繰り返して申し上げますが、当時、こうしたことを決定したことについて、違法を承知で、あるいは無届け、無許可を承知で確信犯的にやったものではないということは私もその当時の所長からも確認し、また前任者からも確認し、今もそのように思っております。

それから、その後どうだったのかという問題がございますが、それも前回の委員会でお答えいたしましたとおり、私もこの城南衛生管理組合に参りまして、予算議論の中でこういう、今、三郷山の方へバキュームカーで移送して処理をしているということについて、疑問を持たなかったというわけではございません。問題意識は持ちながら、こういう事態になるまで適切に保健所に相談ができなかったということ自体、私自身の落ち度であるというふうに述べさせていただいたと思いますが、さらにもう少し詳しく申し上げますと、先ほどのご質問がありましたように、この解釈の誤りは、今の施設の構造は何も変えていない、あるいは水の処理方式も変えていない、こういうことで、私もいろいろ職員から聞きまして、確かにそのとおりだというふうに思いました。しかし、法律的に水系が違うので、これは、やっぱり、全く問題がないということではないんじゃないかという疑問を持っておりました。

そういう中で、これが適法か、あるいは違法であるかということについてその時点で確信を持っておりませんでしたし、次の質問でございますが、労働組合の方からのそういう問題提起があったことも事実でございます。それに対して、私も適法か違法かという確信がないままで、今の処理はそういう省令解釈に基づいてできるんだと、こういうことで前回の委員会でご質問があったときに、適正に処理されているというお答えをしたかと思っておりますけども、その時点では、これまでの組合としての考え方は、一応省令基準に基づいてできるんだという基本的な考え方に立っておりました。

しかし、いろいろ事案が、折居の事案もあり、またいろいろそうした内部的な法令の問題について、やはり、我々の認識が不十分であるということで、その時点で大変時期

が遅くなったわけでございますけれども、保健所に相談したところ、それは当然届け出が要る、許可が要ることであると、こういうふうにして、恥ずかしいことではございませんけれども、基本的なところで法令認識に不足があったということでございます。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 1点目のご質問の予算に関係する部分につきまして、まずお答えをさせていただきたいと存じます。

配付資料の5ページの技術指導(外部)の件でございますけれども、25年度既決予算ということを表示をさせていただいておりますけれども、現在の予算でこの項目につきましての計上はさせていただいておりません。我々既決予算と書かせていただいた意味としましては、既決の予算の範囲内の中で、例えば他の項目の経費の執行残とかそこの経費を活用して対応させていただきたいという形で考えております。

それで、この技術指導につきましては、現時点におきまして具体的に契約行為もいたしておりませんので、まだ確定的なものではございませんが、我々としては専門的な機関の技術指導を仰ぎたいというふうに考えています。例えば全国都市清掃会議等の技術の支援をいただきたいということも視野に入れながら考えております。

したがって、山本委員の方からご質問ございましたとおり、例えば期間を定めましての委託契約ということになりますと、債務負担行為の設定が必要になりますが、現時点におきまして、そこまで固まっております。必要に応じての技術支援ということも想定していますので、場合によっては、例えば謝礼と当日の交通費を払わせていただく方法であるとか、もしくは、契約させていただく場合でも、現時点では債務負担行為がございませんので、25年度分として契約する、もしくは当初予算では新規に予算の方の計上をお願いしていくという格好で考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

それから、三郷山の関係で、奥山の排水処理施設の復旧が予定どおり進めば、人員体制をどうするのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、次年度の職員の定数等の体制につきましては、まだ決定事項ではございませんけれども、基本的に考え方といたしましては、当該施設においては従来の施設設備に戻して、従来どおりの稼働ということでございますので、従来からの体制が基本かなというふうには考えてございます。

しかしながら、今回の復旧によりまして、その施設稼働に当たっていろいろ従前とは変わった対応が必要ということも想定されますので、それにつきましては今後の状況を見定めながら対応を検討させていただきたいと考えていますので、よろしく願いを申し上げます。

○中坊 陽委員長 清水事業部理事。

○清水孝一事業部理事 次の閉会日に補正予算等の計上をさせていただきます。その後

ですけれども、お手元の 5 ページの資料で業者発注作業というようなものが必要になってまいります。1 2 月に入ってからすぐにその業務を進めてまいりますので、急を要する業務というのはこれまでも実績のある業者に特命をする部分と、あと見積もり合わせをさせてもらうもの、それと、来年度からの調整槽の設置工事、これにつきましては期間もございますので、競争入札執行をする予定でいるところでございます。

それと、産廃の処理なんですけれども、今は収集運搬というのは安田産業委託業務をいたしております、処理処分につきましては大阪ベントナイト事業協同組合にて中和処理後、下水道処分場で水処理をしておるという状況でございます。

今は一般競争入札の準備をいたしておりますので、入札を 1 1 月 2 5 日に行いまして、1 2 月 9 日からはその一般競争入札の結果で、次の業者で 3 月末まで契約をするという予定でいたしております。

以上です。

○中坊 陽委員長 長村三郷山所長。

○長村 優グリーンヒル三郷山所長 7 ページの放流水の水質のところでございますが、S S とか単純に書いて申しわけございませんでした。次回からは浮遊物質という日本語で小さく入れさせていただきます。

また、不等記号でございますが、例えば平成 2 3 年度の S S、浮遊物質でございますが、不等記号は 1. 3 3 になっておりますが、これは限界測定値でございます、メーカーによりこれ以上測定できないという場合に、こういった記号の表示の仕方をさせていただいています。ですから、測定メーカーさん、業者さんによって、こういった形になってあらわれるということで、そのまま記載させていただいていますので、その辺のところをご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 まず、技術指導の件は、2 5 年度の予算の措置については現状はわかりました。ただ、この工程表を見れば、1 2 月からでも技術指導の話になって始まる。今、1 1 月の半ばを過ぎていて、目の前に来ているのに、今ぐらいの話で議会をすり抜けるのかなというのは思うので、全体として今ようやくここまでたどり着いたという事情はわかりますけれども、もう少しきちんと具体的に詰めた状態にして、それは最終日の本会議のときにでももう少しきちんとそこを示してもらわないと、ヤマカンでどうぞなんという話にはならないので、そこはもう少し議会への丁寧な報告、説明をお願いします。

それから、このデータの話でいいますと、これは業者、要するに限界測定値であると。でも、三郷山の排水処理施設は機械を毎年換えているわけではないですよ。三郷山の処理施設の放流水質で、要するにそれを測定する機械の性能の違いということで、処理する機械そのものは装置は変わらないけど、業者が持ってきて測定する機械の性能が、業者が変われば違ってくるということなわけですね。わかりました。

それから、処理水の処理方法は、結果的にはバキュームカーで安田産業が持って行って、最終的に中和処理して下水道処理、最後のところがわからない。要するに安田産業はどういう処理をしているのか。まさか中和処理して、ぼんとどこかのところに流しているんじゃないんでしょうね。そこのところがもうちょっとわかるように説明してもらえないですか。きちんと安田産業自体が、安田産業が処理施設を持っているとは思わないので、どこかの会社のところでやっている、その辺答弁を聞き漏らした部分もあるので、ちょっと教えてください。

それから、入札の件は、この分野でこれまで実績のある会社、業者という話で、この分野での実績のある業者に対する特命または見積もり合わせという話でしたね。何社ぐらいこの分野で実績のある会社というのはあるのかなと。具体的な名前も含めて教えていただければと思います。

それから、職員配置の問題については、従来に戻しての体制ということで、従来が何人体制で、あそこの建屋のところですか、回していたのか教えてください。

それから、内部からの指摘の問題については、結局2012年の労働組合との交渉というのは、時期はいつ頃に、そういうやりとりがあったということは専任からの答弁でわかりましたけれども、いつそういうことがされたのか、交渉がね。そのときは、いろいろ問題があるかなと思ったけど、結局、今回みたいな認識にはいかなかったということだと思うんですけども、この処理は問題じゃないかという内部からの指摘、組合も内部に近いですね。組織としては外部なんでしょうけども。職員等からのそういう問題提起、それは衛管の中での職場内での討議、議論にしても、それから、労働組合というところからの提起にしても、そういうことに対して真摯に向き合うということが必要だったんじゃないのか。少なくとも職場要求ですから、いつ頃なんですかね、秋から冬なのかよくわかりませんが、去年のそういう時期にそういう問題が提起されて、そこで立ちどまって考えていけば、もっと早くに問題に気がついたんじゃないのか。全体として過去に気がつかなかったという問題があった、それは残るにしても、間違っている期間がもっと短く、自らは是正できたんじゃないのかという問題が残りますよね。そこのところの判断、職場要求の中で問題なしとして回答した、その判断は一体どうなのかということなんです。そこには、やっぱり、いろんな問題に気づいて自らは是正していくというところのヒントがあるわけでしょう。そこのところを少なくともそのときは通り過ぎてしまったわけではないですか。過去に、実は労働組合からはもっとさかのぼった早い時点で問題提起があったかもしれませんね、僕はそれはわかりませんが。そういう関係が本当に職場の中で、組合の中でつくれていれば、問題はもっと早く解決できただろうし、ひょっとすればこういう問題を起こさなかったかもしれない。そこを深めなかったら、こういう問題は繰り返されると思うんですね。そこを、日程のことも含めて、それから、もう少し掘り下げて答えていただきたいなと。

それと、こういう経過からして、労働組合とはどういう話し合いを、この問題について意見交換なり、それ見たことかということと言うとも思わないですし、今回のことを機に、そこの中でいい仕事をしていくと。こういう公務労働の中で、公務員バッシングがある中で、しっかりと衛管がその住民のニーズに応えた仕事をしていく、それから、いろんな問題があっても、これを機に組合結成以来の危機というふうにおっしゃって

られますけど、それであるならば、もっと掘り下げて、本当に職員一丸となってその危機を乗り越えていく、そこにきちっと転換をしなくちゃいけないんじゃないのかなというふうに思いますけども、その辺どうなのか教えてください。

さっきちょっとこの問題で熱が入って一言言い忘れたんですけども、折居のバルブの閉め忘れの件ですけど、今日はそれはあえて言いませんし、全体像もわからないので言いませんけど、どういう形でこれまたその問題は報告を受けて、議論をすることができるのか、また土日待機の対策とかいうのも要るのか。少なくとも結構本会議で報告して終わりというふうにはなかなかならないと思いますけれども、この点はどうなのかなと。でも、日立造船についていえば、この間決算委員会でも特許があつてどうのこうのと言いますが、そもそもバルブを閉め忘れるのに特許が要るわけでもなく、特許を持っているけども、単純な作業をミスするんやったら、そんな会社はあきませんわ、やっぱり。そのところはほんまに緊張感を持ってね。いや今までお願いしていましたが、お宅にまた頼みますわというようなそういう惰性はここでは一切排して、オーバーホールなんてそれは一般競争入札だってやればいいですよ。無理だったら、結果、その内容、性能に責任を持ってもらえばいいわけですからね、落札業者に。不備があれば、その都度直してもらえばいいですよ。きちんとそういうことは入札全体の改善ということをこの際ぜひ考えていただきたいと。これは決算委員会でも言うてる話なので、意見だけにしておきますけど。

以上です。

○中坊 陽委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 2つの点で、私の方からお答えさせていただきます。

まず最初の、今の外部処理している件ですけども、それぞれ運搬なり処理について許可を持っている業者に委託をしてやっておりますので、運搬の方は先ほど所長の方から答えたと思いますけれども、安田産業の方が運搬し、処理の方は大阪ベントナイトという会社が処理をしております。いずれもそれぞれの所管の知事から許可を得ている業者でございます。

それで、うちで処理するのと外で処理をするのとどこが違うのか、瀬戸内法との関係でどう違うのかというのは、私も今正確なものは持ち合わせておりませんが、基本的には外部に出す場合に、私どもが奥山の浸出水処理というものの性質の水をきちっと処理できる、そういう許可を持った業者に行わせておりますので、そういう法的な問題では何の問題もございません。

瀬戸内法の関係で申し上げますと、当然にそうした工場廃液を処理したり、いろんな施設で出た水を処理する施設は、全体として、瀬戸内法に関係する、当然その規制の対象の中にはございます。この奥山の埋立処分地というのも、クリーン21長谷山という焼却場から出た水という位置づけになってございまして、瀬戸内法の対象になってございます。

そういった意味で、その中で瀬戸内法の対象になっていますし、また、委託している先でも、私どもの組合でいえば焼却場とし尿処理施設が瀬戸内法の対象になりますけれ

ども、その他の産業廃棄物を処理する工場は全部瀬戸内法の対象になっているはずでございますので、そこのところは何ら問題ないと思っております。

それから、労働組合の方からそういう提起があつて、私どもも適正に処理しているというふうに答えたその時期は、昨年9月の時点でございます。そういう内部からのいろんな問題提起に対して、もっと早くきちつと対応すれば、こういうふうにならなかったのではないかというご指摘につきましては、まさにそのとおりでございまして、私自身も何回も申し上げておりますように、省令基準に基づいて確かに何も変更していないのでこれでいけるというふうに思いながら、一方で別のところへ移送して、放流している水系が違ふということについて全く疑問なしというふうには思っていなかった。やはり、これは一定このままでいいのかという疑問は持ちながら今日まできておつたということは事実でございまして、そういう労働組合からの問題提起に対して適正に処理されていると、また、委員からの議会でのご質問に対して適正に処理されているというふうにお答えいたしました時点においては、まだ適正にされていると思いながら、一方では若干の問題意識も持っていたというのが実情でございます。ただ、そういったことにもっと早く適正な対応ができなかったということについては、これは全体として検証もし、今後そういうことがないようにやっていきたい、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 職員団体とのその後の対応でございますけれども、本年に入りましての秋以降の交渉の中でも、本件について、直接的な交渉内容ではございませんけれども、いろんなやりとりはさせていただいております。私どもの方も当組合の最重要課題と今回の奥山の排水処理施設の復旧を位置づけておりますので、復旧の支援チームをつくって全職員の英知を結集してその対応に当たる、オール衛管でやっていきたいということで協議をさせていただいております。

したがしまして、我々としましては、一般の職員、それから管理職につきましては、復旧の支援チームの全管理職がチーム員という形になっておりますので、力を結集して、この問題の解決に当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、折居の冷却水の関係の報告についてでございますが、こちらにつきましては、11月20日過ぎにも水質分析の結果が上がってくるというふうに考えておりますので、その結果が出次第、お知らせをさせていただきたいというふうに考えております。結果の内容にもよりますけれども、その後につきましては、所管の常任委員会の委員長、副委員長、正副議長と協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○中坊 陽委員長 清水事業部理事。

○清水孝一事業部理事 これまでの実績のある業者という話ですけれども、今回、業者

発注作業のこの業務というのは多岐にわたっております。例えば土木関係であるとか、計装、水道、計器関係、それぞれございますので、今の段階でどこの業者というふうなところまでは申し上げられないということをご理解いただきたいと思います。

それと、復旧の人数の関係でございますけれども、運転していた最終でいうと、1人でその点検業務を行っていたというふうな状況でございますが、先ほど来年度以降の執行体制を考えていくというふうなことを申ししておりましたけれども、その中で必要人員というのを確定してまいりますので、最終では1人でしたけれども、立ち上げてすぐの施設を1人で見るのはちょっと難しいかなと思いますので、その分についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○中坊 陽委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 1点だけ。ことし、今年度も労働組合ともこの件でもやりとりをしているということですが、今回は折居の排ガスデータの改ざんの事件があり、今回の問題もあり、また新たにバルブの閉め忘れ、これ自体は日立造船の責任やから衛管がどうたらこうたらというより、きちんとその監督業務をしていけばいいわけですから、いいにしても、労働組合との今年度の協議の中で、こういう衛管の運営の基本にかかわるようなことで何かそのほか、排ガスデータの改ざんの問題とか、今回の件はいいですけども、折居のデータ問題とかそのほかの問題で何か問題提起がやりとりしているようなことがあれば、テーマだけで結構ですので、教えてください。

以上です。

○中坊 陽委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 この間の職員団体とのやりとりの中では、職員団体側の主張としては、主に委託したことによる弊害じゃないかという意見が大勢を占めておりまして、そのほか、今、委員の方からありましたような内容についての論議というのは現在のところございません。

○中坊 陽委員長 ほかに質問ありますか。質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして連合審査会に付議された事案の審議は終了いたしました。

よって、本連合審査会による奥山埋立処分地の排水処理に関する事案についての質疑を終了し、以降は所管の常任委員会にて質疑いたしたくと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 異議なしと認め、本連合審査会での奥山埋立処分地の排水処理に関する事案の審議を終了いたします。

なお、本日の連合審査会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査いたしますのでよろしくお願いいたします。

これをもって、奥山埋立処分地の排水処理に関する事案についての連合審査会の設置を終了することといたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 4 分閉会